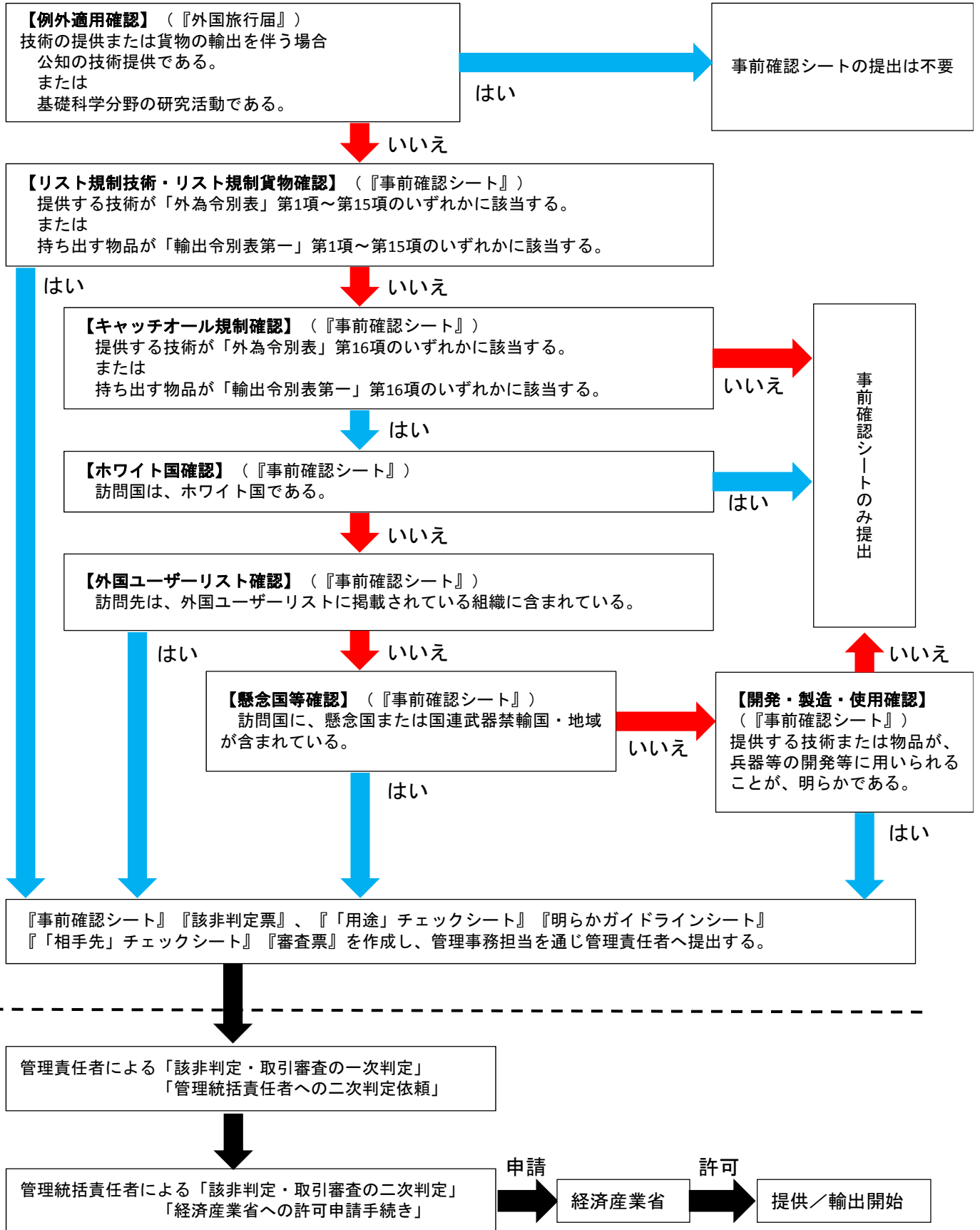
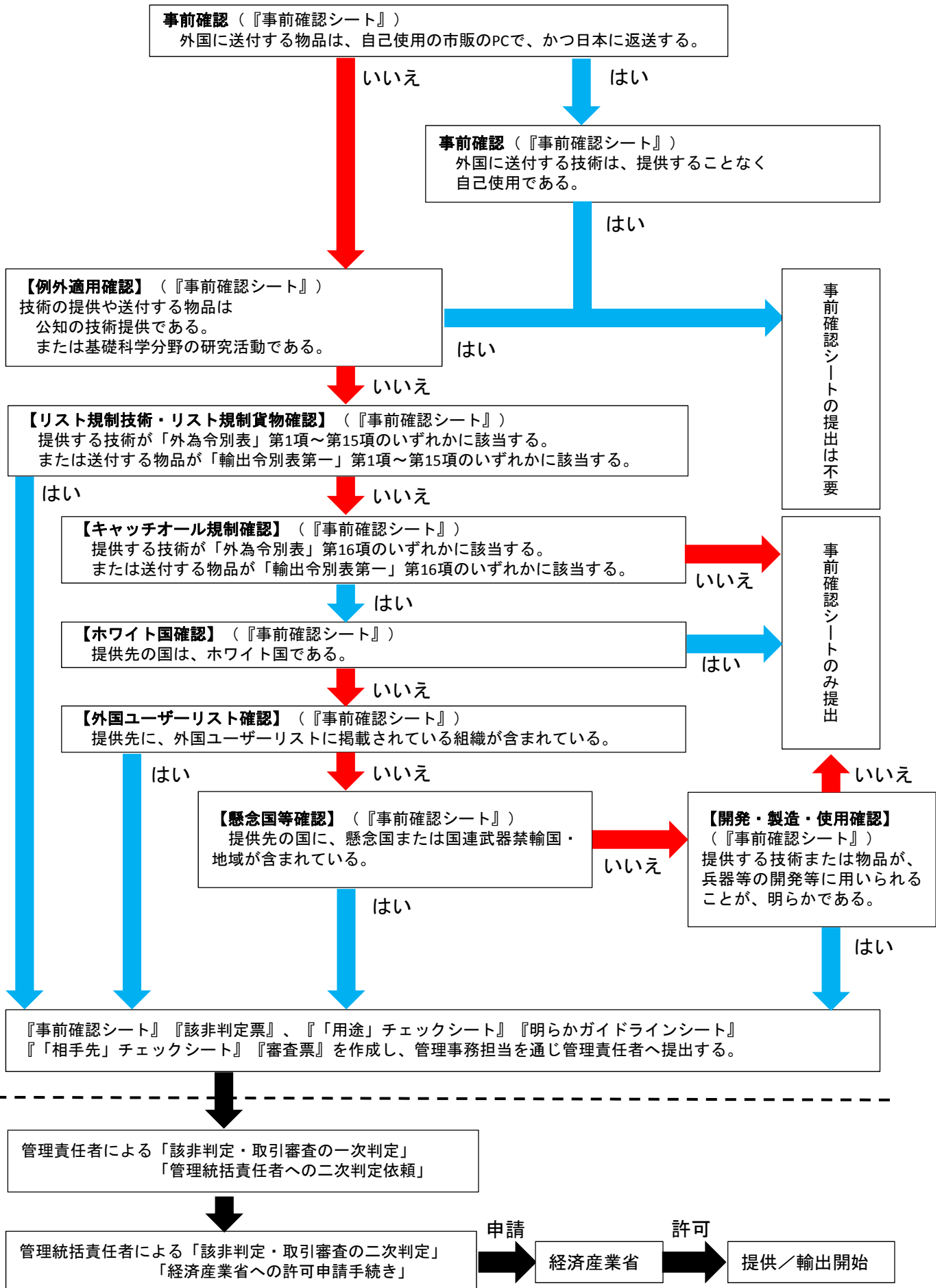


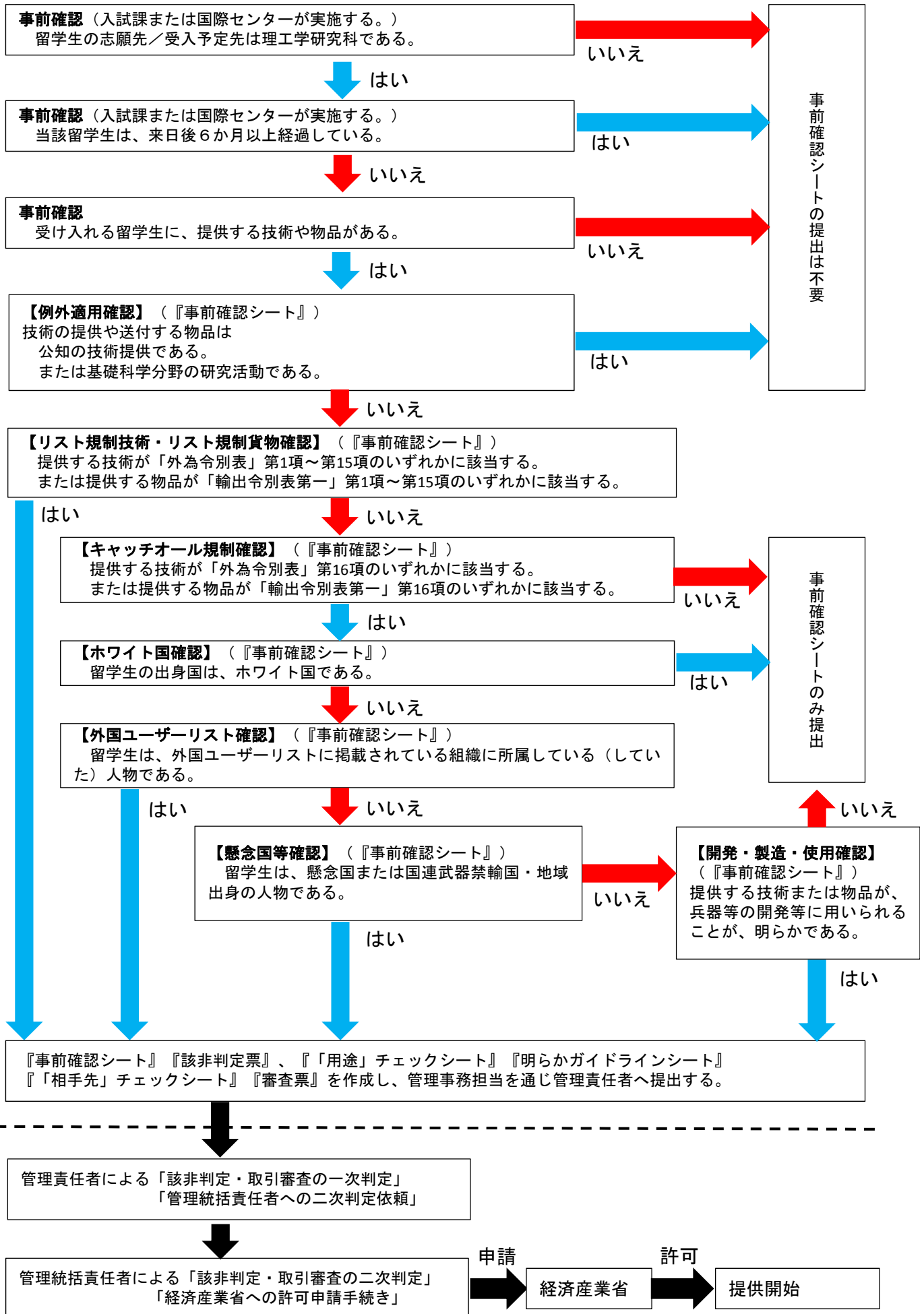
安全保障輸出管理の事前フロー図
(外国出張時)



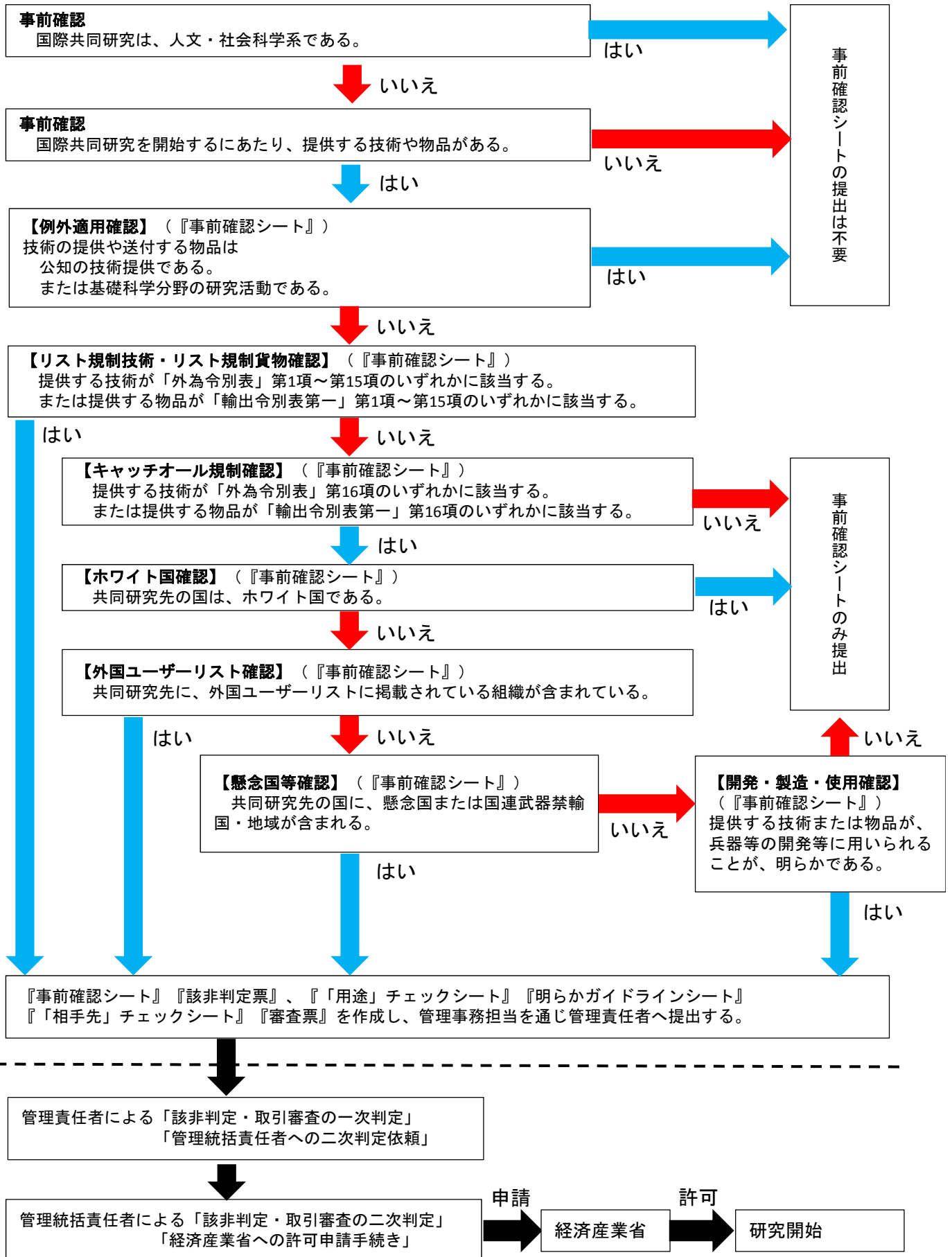
安全保障輸出管理の事前フロー図
 (郵便・電子メール等による外国への物品・技術の提供時)



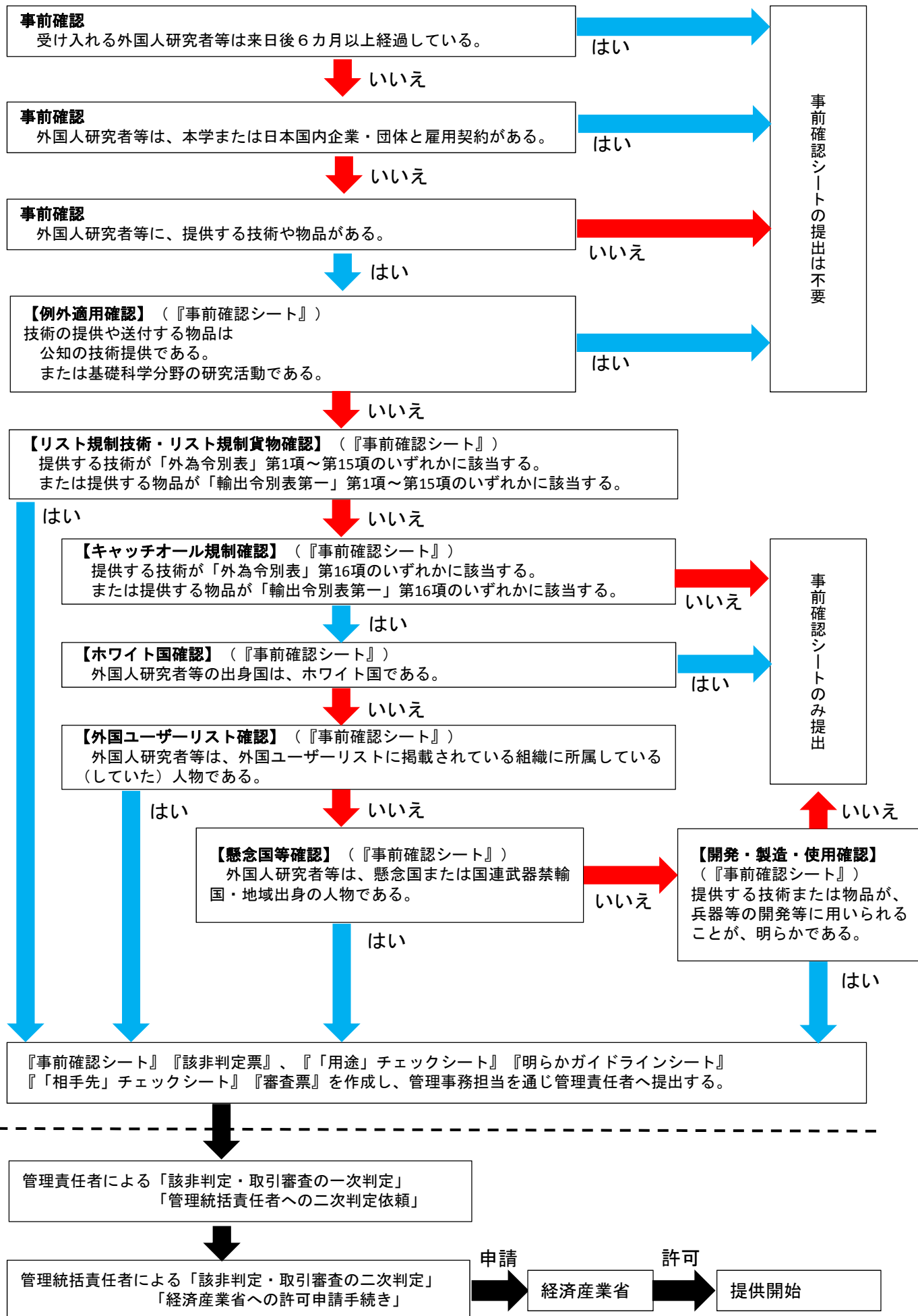
安全保障輸出管理の事前フロー図
(外国人留学生の受入時)



安全保障輸出管理の事前フロー図
(国際共同研究の開始時)



安全保障輸出管理の事前フロー図
(外国人研究者等の受入時)



例外適用

貿易関係貿易外取引等に関する省令(貿易外省令)第9条において、安全保障貿易管理の観点から特に支障がないと認められるため、許可を必要としない技術提供のこと。

○公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引で、以下のいずれかに該当するもの。

- ・新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- ・学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- ・工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- ・ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- ・学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

○基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

「基礎科学分野の研究活動」とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」を指す。
例:宇宙の生成過程に関する研究、素粒子理論に関する研究 等

リスト規制

輸出しようとする貨物が、輸出貿易管理令(輸出令)・別表第1の1～15項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合、または提供しようとする技術が、外国為替令(外為令)・別表の1～15項に該当する場合には、貨物の輸出先や技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要がある制度。

キャッチオール規制

リスト規制品以外のものを取り扱う場合であっても、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵もしくは通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、または経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知(インフォーム通知)を受けた場合には、輸出又は提供に当たって経済産業大臣の許可が必要となる制度。

ホワイト国

輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域。具体的には、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国。

外国ユーザーリスト

文書等告示第2号に規定されている「経済産業省が提供する文書」。取引に当たって慎重な対応が求められる外国企業や研究機関等のリスト。

懸念国

大量破壊兵器を製造している懸念があるため、貨物の輸出や技術の提供が厳しく規制されている国。具体的には、イラン、イラク、北朝鮮。

国連武器禁輸国・地域

輸出貿易管理令別表第3の2に掲げる地域。具体的には、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン。